砥部町建設工事資格審査総合点数要領

平成１８年１０月３０日
砥部町告示第９７号

（趣旨）

第１条　砥部町入札参加業者資格審査規程（平成18年砥部町告示第９５号。以下「資格審査規程」という。）第３条に規定する審査については、この告示の定めるところによる。

（総合点数）

第２条　総合点数は、資格審査規程第３条第４項第１号の客観的審査について算定した点数（以下「客観的点数」という。）に、同項第２号の主観的審査について算定した点数（以下「主観的点数」という。）を加えて算定するものとする。ただし、町内に本店、支店又は営業所を有しない業者は客観点数のみで算定する。

（客観的点数）

第３条　客観点数は、一般（指名）競争入札参加資格申請の際に添付を必要としている経営事項審査結果通知書の建設工事ごとの総合評点とする。

（主観的点数）

第４条　主観的点数は、契約実績及び工事成績について次の手順に従って算定された総合評点に基づき付与する点数とする。

（１）契約実績評点Ａの算出 資格審査を受ける年度前３箇年の契約実績件数に６点を乗じた値とする。ただし、１件の工事請負費が３００万円未満の場合は、３点を乗じるものとし、平成１６年度以前の契約実績は考慮しない。

（２）工事成績評点Ｂの算定 資格審査を受ける年度前３箇年の請負工事１件ごとの成績の点数に各請負工事費を乗じた値の合計（すべての工事)を３箇年の請負工事費の合計で除した数値（平均工事成績点）に次の表の補正係数を乗じた値とする。ただし、砥部町工事検査規程（平成１７年訓令第４５号）施行以前の工事成績については考慮しない。

平均工事成績点	補正係数	平均工事成績点	補正係数
８０点以上	１．３	６５～６９点	１．０
７５～７９点	１．２	６０～６４点	０．９
７０～７４点	１．１	６０点未満	０．８

（３） 地域貢献度点Ｃの算定 資格審査を受ける年度前３箇年に、次のいずれかの地域貢献活動を実施した場合は、それぞれ定める基準により加点する。

ア　災害・緊急時に、町の要請に応じ機械等を貸し出し、施設等の修理・補修を行った場合。１日につき５点。ただし、７５点を上限とし、平成１６年度以前の契約実績は考慮しない。

イ　災害時に、町の要請に応じて機械を貸し出し、土砂等の取り除けを行った場合。１日につき５点。ただし、５０点を上限とし、平成１６年度以前の契約実績は考慮しない。

（４）　各業者資格審査を受ける年度前３箇年の総合評点の算定 第１号で算定した契約実績評点Ａに３０％を、第２号で算定した工事成績評点Ｂに７０％をそれぞれ乗じた値に、第３号により算定した地域貢献度点Ｃを加算した合計点とする。

（５）　主観的点数は、総合評点に基づき、別表左欄の区分のそれぞれ右欄に掲げる付与点数とする。

（６）　算定にあたっての留意事項

ア　算定の対象とする工事は、１件の予定価格が２００万円を超える競争入札に付したものとする。

イ　それぞれの評点等の算出の過程において、金額にあっては１，０００円未満、率その他の数値については小数点以下第３位を四捨五入して行い、それぞれの評点等については、小数点以下第１位を四捨五入して整数とする。

附　則（令和４年１０月３１日告示第１８６号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和８年４月２１日告示第１１６号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第４条第５号関係）

契約実績及び工事成績の付与点数

主観的審査総合評点	付与点数
９７点以上	２４０
９６～９４点	２２８
９３～９１点	２１６
９０～８８点	２０４
８７～８５点	１９２
８４～８２点	１８０
８１～７９点	１６８
７８～７６点	１５６
７５・７４点	１４４
７３・７２点	１３２
７１・７０点	１２０
６９・６８点	１０８
６７・６６点	９６
６５・６４点	８４
６３・６２点	７２
６１・６０点	６０
５９・５８点	４８
５７・５６点	３６
５５・５４点	２４
５３・５２点	１２
５１～０点	０

注）

１　過去３箇年の工事成績で８０点以上の工事がある場合は、１件につき付与点数を１２点加算し、６０点未満の工事の場合は、１件につき２４点を減じる。

２　過去３箇年の工事請負金額の合計が３００万円に満たない場合は、付与点数を２分の１とする。